

東海古代研究会

令和四年

東海の古代

第263号 2022年7月

会長 : 畑田寿一
編集 : 石田泉城 投稿先アドレス : toukaikodai@yahoo.co.jp
HP : http://furutashigakutokai.g2.xrea.com/index.htm

サマーセミナー2022開催決定

日 時 : 7月18日(月・祭日) 3限: 13時10分~14時30分
場 所 : 東邦高等学校 本館(普通教室棟) 2階 3M
ア ク セ ス : 地下鉄東山線 一社駅 徒歩12分
(一社駅より市バスで平和が丘バス停下車、徒歩2分)
題 目 : 教科書が教えない!! 真実の古代史
教科書から消えつつある聖徳太子はいなかったのか
講 師 : 畑田寿一、石田泉城 講座番号 : K122



7/18(祝) 2限 11:10~12:30	7/18(祝) 3限 13:10~14:30
J006 令和の聖徳太子論と面白「聖徳太子絵解き」 54 社会・歴史 榎田英伸 (八事山興正寺 僧侶)	K122 教科書が教えない!! 真実の古代史 4 社会・歴史 畑田寿一 (東海古代研究会)
「聖徳太子はいなかった説」はもう古い? 聖徳太子について、最新の研究を踏まえてわかりやすくお話します。後半は、美しい掛軸の絵を用いた楽しい「聖徳太子絵解き」です。令和の世に、聖徳太子が蘇る!	聖徳太子が教科書から消えようとしています。和をもって貴しとする教えは聖徳太子以外に誰が広めたのでしょうか。没後1400年にあたり今一度眺め直してみましょう。

愛知サマーセミナー2022のHP

<https://www.samasemi.net/>

天寿国曼荼羅繡帳の謎

一宮市 畑田 寿一

聖徳太子が没すると、最も若い妃の橘大郎女たちばなのおいらつめが、おばあさんにあたる推古天皇に直訴しました。聖徳太子が行かれた天国の様子が良くわかりません。聖徳太子が過ごされている様子を描いてみたいと思います。推古天皇は孫娘の申し出に感激して、宮中の女官達ししゅうにベットを囲むカーテンに刺繡とばりを施して、天寿国を表す帳を作成する詔を出しました。

これが、中宮寺に伝わる「天寿国曼荼羅繡帳てんじゆこくまんだらしゆうちよう」(以下、天寿国繡帳ししゆうちよう)であると伝えられていますが、聖徳太子の偉業を疑問視する流れから、この繡帳も真偽説が相半ばしています。

聖徳太子没後1400年にあたる今日、現在判明している事項を整理して、真偽説に迫ってみたいと思います。

1 天寿国繡帳の辿った道のり

西暦	和暦	出来事
621年	推古29年	聖徳太子、間人上皇后、膳部妃 <small>はしひとの じようこうごう かしわでの きさき</small> が続けて没する
620年代初		橘大郎女 <small>たちばなのおいらつめ</small> の提案により推古天皇が采女らを動員して作らせる
1275年	建治元年	中宮寺の中興の祖、信如が蔵から発見した繡帳を基に新調
1300年代頃		中宮寺の柱に新しい繡帳が飾られる(聖徳太子伝記)
1780年頃		残った部分を集めて6枚に軸装
1919年		額装に変更。正倉院保管の断片2片と一緒に中宮寺が保有 現在、実物は奈良国立博物館にあり、中宮寺はレプリカ
2001年		NHKの歴史ドキュメント『隠された聖徳太子の世界―復元・幻の「天寿国」』で、CGによる復元が試みられる

2 現存する天寿国繡帳の断片

推古時代に作られた方が保存状態がよい。同じ軸装部分でも兎と亀は作成年代が違うことから、見た目だけで軸装したと考えられている。

3 天寿国繡帳の真偽論争

最初に作られた部分について、次の理由から偽物説が唱えられている。更に大山誠一氏(元中部大学教授あなほべのはしひとのひめみこ)に至っては、聖徳太子関連遺物の全体を偽物としている。

- (1) 穴穂部間人皇后が逝去した日を癸酉としているが、後の逝去を622年とすると1日、暦と干支が違う。持統天皇の時代に日本に伝わった儀鳳歴を使うと1日のズレが解消する。従って後世の作と考える。
- (2) 「天皇」の言葉が使われているが、「天皇」は天智天皇期から使われるようになった言葉である。

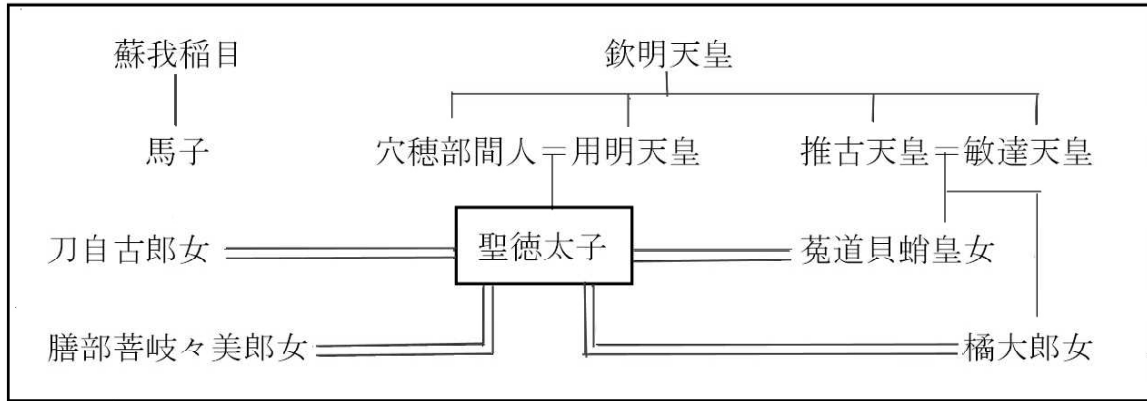
上記の指摘に対して、現在では次のような反論がされているが、必ずしも偽物説が解消したわけではない。

- (1) 儀鳳歴ぎほうれきを厳密に遡及計算すれば上記の結果となるが、当時は簡易な計算を行っており、その結果ではズレは解消しない。計算には膨大な手間が必要で、崩御日のためだけに厳密な計算をしたとは思えない。

(2) 「天皇」の言葉は「大王」と対で使われており、当時使われていた可能性がある。
 銘文自体も複数説あり、全てが繡帳に書かれていた保証はない。

4 聖徳太子の系図

(1) 天皇家との系図



(2) 聖徳太子の妃

妃（4名）	出身	子供（14名）
膳部菩岐々美郎女 <small>かしわでのほきまみのいらつめ</small>	地方豪族・膳氏の娘 <small>かしわでうじ</small>	泊瀬王、春米女王など8名
刀自古郎女 <small>としこのいらつめ</small>	蘇我馬子の娘	山背大兄王、片岡女王など4名
菟道貝蛸皇女 <small>うじのかいたこのひめみこ</small>	敏達・推古の娘	なし
橘大郎女 <small>たちばなのおおいらつめ</small>	敏達・推古の孫	白髪部王、手島女王の2名

5 銘文の内容

『上宮聖徳法王帝説』に引用された銘文をもとに、飯田瑞穂氏（中央大学教授）が考証・校訂を加えたものに拠れば、次の内容であった。

全体で100匹の亀が描かれ、1つの亀に4文字ずつ書かれていたと考えられている。しかし、現存する亀は5匹しかいない。

文章は漢文で書かれ、人名は1音1文字の万葉仮名で書かれている。しかし、「孔部間人」や「尾治王」など、若干の和訓も含まれており、当時の文字の使い方が窺われる。

・ ・ 等娶尾治
 大王之女 名多至波 奈大女郎 為后歳在
 辛巳十二月廿一癸酉日入孔部間人母
 王崩明年二月廿二日甲戌夜半太子崩
 于時多至波奈大女郎悲哀嘆息白畏天
 皇前日啓之雖恐懐心難止使我大皇與
 母王如期從遊痛酷无比我大王所告世
 間虚仮唯仏是真玩味其法謂我大王応
 生於天寿国之中而彼国之形眼所叵看
 憐因凶像欲觀大王往生之状天皇聞之
 悽然告曰有一我子所啓誠以為然勅諸
 采女等造繡帷二張画者東漢末賢高麗
 加西溢又漢奴加己利令者棕部秦久麻

尾張の大王の娘、橘大郎女を娶る

時ありて12月21日癸酉に間人母王
 翌年2月22日甲戌、夜半太子崩ず

これ我大王が告げる「世間虚仮唯仏是真」
 我大王の天寿国での生活の様を・ ・

大王の往生の様を見るを欲し、
 天皇これを聞き・ ・

采女らは繡帳2張を造る。凶案は東漢末賢・ ・

6 『上宮聖徳法王帝説』は信頼できるか

『上宮聖徳法王帝説』は、平安時代（西暦1000頃）に編纂された資料で、継体天皇の後継者の宣化天皇の即位を認めないなど、独自の記述が認められる。資料の信憑性については、改竄が疑われている『日本書紀』より信憑性があるとする説と否定説に分かれている。

天寿国繡帳の記述は401字あり、1文字多いが、家永三郎氏と古田武彦氏の聖徳太子論争において、間人上後の崩御日の書き方が論争の中心となった。論争の決着は見えていないが、帳の新調以降に改竄があったことは両者が認めている。従って、記載文が全て当初のものとは言えない。

7 描かれている服装からの時代考証

一般には高松塚古墳に描かれている服装が飛鳥時代の服装と考えられているが、繡帳に描かれている服装は小袖で前衿部分が縁取りされている。詳細は今後の検討を待つ必要があるが、この服装は『隋書』倭國伝に書かれている服装に類似しており、この関係が明らかになれば時代考証は決着することになり、本物説がより有力になる。

8 聖徳太子の教えはどの程度普及していたか

橘大郎女は妃の中で最も若く、2名の子供を設けていることから、恐らく20代前半でであったと考えられる。彼女が「世間虚仮唯仏是真」（この世の中は仮の姿で仏だけが本物）と述べたとする記述が天寿国繡帳に記されているが、これが本当であれば、聖徳太子の教えが、ある程度行き渡っていたと思われる。描かれている仏像は阿弥陀如来であり、当時の隋の最新文化が伝わっていた。

しかし、この辺りについては後世の作とする説もあり、今後の研究を待つ必要がある。

9 まとめ

聖徳太子が編纂されたとされている「三法義疏」については、書かれている文章に「変格漢語」（日本流漢文）が散在することから、少なくとも日本人の作であるとする説が有力になっている。これに天寿国繡帳の本物説が加われば聖徳太子論争は終焉を迎えることになる。現在の研究成果では内容の全てが当初のものとするには異説があるが、橘妃を始めとする皆さんが造ったことには異論は少ない。聖徳太子は実在したと考えて良いのではなかろうか。

お金を沢山持った者が勝者で、気に入らない連中は国ごと抹殺する暴挙が目立つ現在、聖徳太子が唱えられた「和をもって貴しとする」「まず相手の意見を聞け」を思い出して、いたわりの心を持ち、紛争の無い世界の実現を目指したいものである。

聖徳太子の日常

名古屋市 石田 泉城

1 聖徳太子についておよそ知っていること

聖徳太子についてはいろいろと語られているところですが、意外に言及されていないのが聖徳太子の日常生活です。

さて、私たちが聖徳太子について、知っているといえば、およそ次のことでしょう。

厩戸の前で生まれたので厩戸皇子という名で、用明天皇の第二子で皇太子として摂政の全てを委ねられていました。

生れながらにして賢くて話ができて、また、成長するにつれ十人の訴えを聞き誤ることなく理解し、今後の見通しを示すことができました。また、高麗僧の慧慈に仏教を習いすべ

てを会得しており、優れた知恵を備えていました。

宮の南上(かむつ、東南の意)殿に住んでいたのも、その名を称えて上宮廐戸豊聰耳太子と呼ばれました。かみつみやの うまやどの とよさとみのみこ

聖徳太子に関するこれらの内容は、『日本書紀』の推古紀元年(593年)四月十日条に書かれており、私たちが知っているのは、日本の正史であるこの書紀の記述にもとづくものです。

ところが、日本の最近の風潮では、書籍を売らんが為でしょうか、この書紀の聖徳太子に関する記述について否定的な意見をセンセーショナルに唱えることが多いようです。言論の自由があるとはいえども、古代日本の唯一の正史である書紀の内容をほとんど根拠もないのに否定してしまうことが許されてしまうのは奇妙な感じがします。

日本の歴史とともに、日本人に愛されてきた古代の偉人である聖徳太子について、あらためて、記述の裏読みをして、聖徳太子の日常を探ります。

2 聖徳太子の事績

(1) 十七条の憲法

聖徳太子の事績と言えば、「十七条の憲法」や「冠位十二階」が有名です。

ただ、この「十七条の憲法」という言葉は、誤解を生じさせると思います。この内容は現代で使用されている「憲法」の概念とは、全く違って、朝廷に勤務する官僚、つまり役人の日頃の姿勢や態度についての戒めを記したものです。

言い換えれば、いわば就業規則です。

この点に注意して理解することが大切です。

書紀に記された「憲法」が現代の観念とは異なることについて3例を上げて示します。

例えば、第一条には次のとおり有名な文言があります。

以和爲貴、無忤爲宗。・・・

和(わ、なごみ)をもって貴しとなす、忤(さから)うことなきを宗とせよ。・・・

つまり、「和を持つ心が大切です。相手に逆らうことなく争いごとをしないようにしなさい。」と戒めています。聖徳太子がこれを伝えようとしている対象は、実務のトップである摂政の聖徳太子のもとで働いている官僚です。

裏を返せば、官僚の間では、争いごとが起こる場合が少なからずあるということです。そんな職場は嫌ですが、争い事は人間の性ですから、いつの時代でも、どこの国でもあることで、決して無くなるようには思えません。そこで、少なくとも決まり事を作って、それを心得として皆で守り、良い職場づくりに資するところに意味があるように思います。

さて、ここで聖徳太子の立場になって十七条の憲法第一条から聖徳太子自らの姿勢について探ります。太子は、自分の部下に争い事をしないようにと言明しています。したがって、太子自身は日常から官僚の模範となるべく争議が起こらないように和の気持ちに心がけていたに違いありません。根底には平和を愛する心があります。

この第一条の文言から、太子の日常生活は、自らに厳しく常に争い事にならないように気持ちを引き締めていたと思われれます。ストイックということばがあたるでしょう。

また、2つ目の例として、第十一条をあげます。

明察功過、賞罰必當。・・・

功過を明察し、賞罰を必ず当てよ。

要するに部下の「功績をしっかり把握して適切に賞罰をしなさい」としています。上司

の心得として、部下の功績をしっかりと把握しないまま、功績がないのに賞めたり、過失がないのに罰せられることがあってはならないということです。

この条文も当たり前のことを示しているに過ぎませんが、裏を返せば、功績がないのに賞めたり、逆に過失がないのに罰してしまう場合があるということです。

現代社会でも経験があるように、評価する側も人間ですから、好き嫌いで評価してしまう場合があります。こうしたことから、聖徳太子は、自らの姿勢を正す意味もあってこの条文を掲げ、日頃から官僚に目を配って功罪を把握しようとしていたのではないのでしょうか。聖徳太子のまじめな人柄と、平等な目を持って合理的に物事を遂行しようとする姿勢がうかがわれます。

ただし、十七条の憲法には具体的な罰則の基準が書かれていません。

朝廷の官僚が部下の勤務状態を評価するときには、功績と過失をよく見極めよということですから、評価は、官僚に任されていたとうかがわせませす。

日本人の根底には意識せずとも神道で養われ自然に身に付いた自制心や協調性があるため、それを信じてそれぞれの官僚に任せた部分もあるのだろうと想像します。

その点で、聖徳太子はたいへん合理的な考えの持ち主であるとともに、部下の賞罰を判断する官僚に対して、一定の信頼をおいていたように思われます。

最後に、第十七条です。

夫事不可獨斷。必與衆宜論。・・・

それ事を独断ではならない。必ず衆と宜しく論ぜよ。

要するに、懸案事項については独断で決めてはならず、必ず多くの人たちと話し合っ決めてなさいと民主的な考えを示しています。このあと些細なことは軽いことなので必ずしも多くの意見は必要ないと付け加えており、実務的、効率的な事務をさせようとする聖徳太子のバランス感覚がうかがわれます。

この十七条のみならず、全体を通じて相手を思いやる気持ちを念頭に、たいへん実務的な条文が並んでおり、現在にも通じる戒めとなっています。

それは、日本に古来からある神道のほか仏教や儒教の教えが聖徳太子の中で融合され、より普遍的なものにまとめられているからではないかと思われます。

こうして条文を眺めてみると、日常生活において、聖徳太子は、常に襟を正した姿勢で臨んでいたであろうと想像されます。

(2) 冠位十二階

かんいじゅうにかい

冠位十二階は、日本国で最初の位階制度で、冠の色によって階級を表わしました。

推古十一年(603年)に聖徳太子が制定しており、徳、仁、礼、信、義、智の6つの徳目を、それぞれ大小の2つに分けて全部で12階とし、これに紫、青、赤、黄、白、黒の色をあてその濃淡によって大小を区別しています。

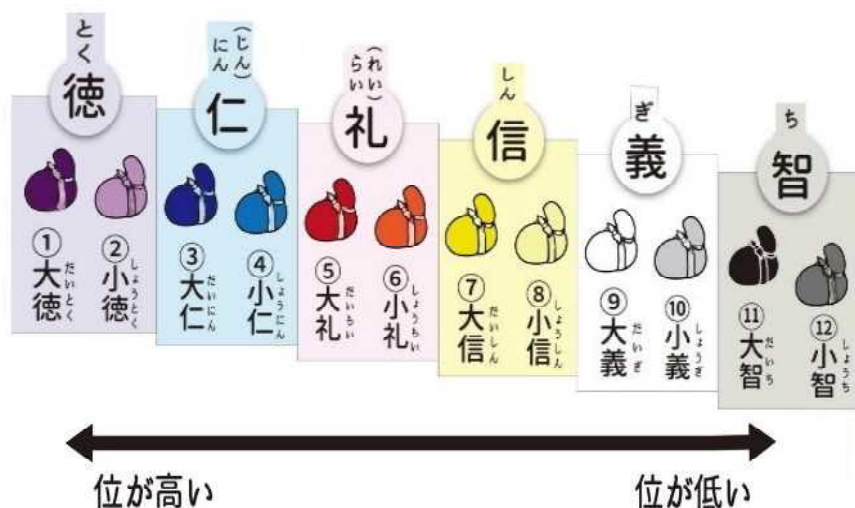
色分けが明瞭で、一目でどの階級かわかるので、それぞれの官僚がしっかり仕事をして上位を目指そうとする気にさせる位階制度になっています。人間の気持ちや向上心を巧みに利用した制度といえるでしょう。

これらの徳目は、五常の徳「仁義礼智信」に徳をくわえたもので、儒教思想に基づくものです。五常の徳とは、人が常時守るべき5つの項目であり、これを実践することで、人の道を全うすることができるかと説いています。

仁とは、仁義、真実、誠であって、人を思いやる心を示しています。

義とは、義理、筋であって、私利私欲にとらわれず、正しい生き方を示しています。
 礼とは礼儀、智とは智徳、信とは信頼・信用です。十七条の憲法にもそれらが示されていますので、冠位十二階は、まさに十七条の憲法と連動しているのです。

冠位十二階



こうした制度は、当時の周辺の国々でも行われました。

たとえば、『隋書』に記された状況では、階級を表す位階の名称が異なるものの、高麗は、「凡十二等」（およそ十二等）とあって十二等もしくは十三等であり、官位の数としては日本国と同程度です。百済は十六品、新羅は十七等とされます。

『隋書』倭国伝では、小徳・阿輩臺や大礼・哥多比などのように、こうした冠位が付された人々が登場します。（「比」は原文では[田比]）

これに対して、この記事に対応するとみられる『日本書紀』の推古天皇十六年（608年）条に登場する人々には冠位が付けられていません。たとえば、難波吉士雄成、額田部連比羅夫、阿部鳥臣などと記されています。

書紀によれば、冠位十二階は、603年に制定され、605年から648年まで行われた冠位とされますので、書紀の608年の記事に登場する日本国の役人に冠位が付されていないのは、現実には制度がなかったと考えるのか、それとも制度はあったが徹底されていなかったと考えるのか、はたまた昇進によって冠位が変わってしまうので、いちいち書かなかったのか、などいろいろと理由は考えられます。日本国では、その後、冠位十二階と類似の位階制度が発展していきますが、書紀ではこれらの冠位を個人に付して記されることはほとんどありません。

『隋書』倭国伝においては、隋が交流している国は、倭国と記されており、日本国とは異なる国であって、その冠位は冠位十二階とよく似ているものの順番が違っています。「内官有十二等：一曰大徳，次小徳，次大仁，次小仁，次大義，次小義，次大禮，次小禮，次大智，次小智，次大信，次小信」とあります。つまり、倭国伝に登場する小徳・阿輩臺や大礼・哥多比などは倭国の官僚であって、日本国の官僚ではないようです。

とはいうものの、十七条の憲法や冠位十二階の精神・思想は、脈々と現代にも引き継がれ、その内容は現在でも十分に通用するところがあります。十七条の憲法や冠位十二階の制度にみられるように、聖徳太子は、その戒めに沿って自らを律し官僚の模範となる日常生活を送っていたと思われ、品行方正で堅物な姿を想像させます。

3 聖徳太子の命日

聖徳太子の命日について、推古紀には「辛巳年（推古二十九年）二月五日」とあります。これに対して、「天寿国曼荼羅繡帳」、「法隆寺金堂釈迦三尊像」、「聖徳太子伝私記」の「法起寺塔婆露盤」では「壬午年二月廿二日」と記されています。

推古紀十六年條	辛巳年（推古二十九年）二月五日
天寿国曼荼羅繡帳銘	明年（壬午=推古三十年）二月廿二日申戌夜半太子薨
法隆寺金堂釈迦像銘	明年（壬午=推古三十年）正月廿二日上宮法王枕病弗愈・・・二月廿一日癸酉王后即世翌日法皇登遐
『聖徳太子伝私記』 法起寺塔婆露盤銘	壬午年二月廿二日臨崩之時

つまり、推古紀十六年條以外は、みな共通して聖徳太子の「壬午年（推古三十年）二月廿二日」とします。それで、太子の没年は、書紀本文の推古二十九年二月五日ではなく、翌三十年二月二十二日を正しいとするのが通説です。

なぜ、古代史界では、日本の正史である推古紀の記述、推古二十九年二月五日を間違っているとして採用しないという結論にしたのかが不思議です。

戦後の日本古代史の大家である坂本太郎、家永三郎、井上光貞らは、ことごとくこうした考えを是認する立場です。それは戦後のGHQによる占領政策の言論統制や教職追放によって為された自虐史観が大きく影響しているようです。

常識で考えれば、薨去年が異なる人物を同一人物とする考えは論理的ではなく、別人格と捉えるべきであると思います。つまり、聖徳太子の薨去は、推古紀の「辛巳年（推古二十九年）二月五日」が正しく、その後の史料は、別人を聖徳太子のことと見誤ったものと思われる。聖徳太子は、日本の文化と平和・平等を象徴する代表的な人物といえますので、今後もその偉業と教えを理解し大切にしていきたいものです。

前回の例会の話題

- ・大枠の把握が大切です 名古屋市 石田泉城
- ・「舳牟羅國」の所在地(5) 瀬戸市 林 伸禎
- ・女性の神様と女首長 一宮市 畑田寿一

例会の予定

■ 例会の予定 次回は日曜日に開催です！

1 日時 7月17日(日) 13時半～

2 場所 名古屋市市政資料館

■ 来月以降の例会

8/13(土)、9/17(土)、10/15(土)

会員の投稿について

■ 会報誌への投稿 (編集担当：石田)
toukaikodai@yahoo.co.jp

■ 投稿締切り日 7月28日(木)

■ 投稿文のテーマ

古代の製鉄、鉄製品などについて

お知らせ

事務局に届いた出版物のお知らせ2点です。

- ・朝鮮通信使饗応の絵巻物
- ・古代史の争点

— 維新動乱終焉の時 —

「朝鮮通信使饗応の絵巻物」
蝦夷地伝来の謎

A5判・並製本・140頁 定価1,760円
合田洋一 著

再来の朝鮮通信使(送客船)・江差(送客)は、多くの文士が驚く異文化で華やかなりし。そこに最新動向終焉の時、ある「お祝儀」が豪華な「朝鮮通信使饗応の絵巻物」を拝してやって来た。本書はその人物とは誰なのか、この絵巻物伝来の謎を解き明かす。またそこには、これに伴う宋結露寮を物語るアノニマス・ヒストリーがあった。

朝鮮国(寺報)との江戸幕府との「露城友好の通文」により、慶長12年(1607)から文化8年(1611)の200年余の間、両国間で貿易の名の元に朝鮮国が援助された。そのお礼は「お祝儀」で、そこで「朝鮮通信使」一行をもてなす行事に欠かせないのが「露城のメニュー」である。

※合田家蔵となつてこの絵巻物は「一代行軍家系譜」で使われた。

朝日新聞出版 TEL03-6342-1111 FAX03-6342-1111

古代史の争点の出版記念講演会

FUKUOKA KURUME 2022 出版記念講演会

第一講演 従来の史料とDNAから見た古墳研究 一海津幸吉先生の経験から 福山裕次 (鳥取大学)

第二講演 白鳳元年の變-香背館の伊勢王- 正木 和 (筑波大学)

第三講演 経典史記が道に導く五親代代 藤野野矢 (徳島大学)

令和4年 8月6日(土) 13時～17時30分 資料代 500円

令和4年 8月7日(日) 13時～17時30分 資料代 500円

久留米大学福岡キャンパス TEL093-832-1111 FAX093-832-1111

久留米大学福岡キャンパス TEL093-832-1111 FAX093-832-1111